

「第5期岐阜県障がい者総合支援プラン」骨子案

I 社会の主な動き

(1) 障害者差別解消法の改正【令和6年4月】

- ・事業者による社会的障壁の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供の義務化

(2) 障害者雇用促進法の改正【令和6年4月】

- ・週所定労働時間10時間以上20時間未満で働く重度の障がい者や精神障がい者の実雇用率への算定による障がい者の多様な就労ニーズを踏まえた働き方の推進
- ・企業が実施する職場環境の整備や能力開発のための措置等への助成による障がい者雇用の質の向上

(3) 精神保健福祉法の改正【令和6年4月】

- ・自治体が実施する精神保健に関する相談支援の対象として、精神保健に課題を抱える者を追加可能
- ・精神科病院において、従事者等への研修、普及啓発等を行うと共に、従事者による虐待を発見した場合に都道府県等に通報する仕組みを整備

(4) 岐阜県ケアラー支援条例の制定【令和6年4月】

- ・社会全体でケアラーを支えていく仕組みを構築し、全てのケアラーが個人として尊重され、健康で文化的な生活を営むことができる社会の実現を目的として制定

(5) 障害者に対する偏見や差別のない共生社会の実現に向けた行動計画の策定

【令和6年12月】

- ・旧優生保護法の問題を踏まえつつ、障がいのある人が社会で活動することを困難にする社会的なバリアの解消に向けて、障がいのある人の生活を支える取組を社会全体で進めていくための政府の行動計画

(6) 手話施策推進法の制定【令和7年6月】

- ・手話を言語として位置づけ、手話の習得、使用や手話文化の保存、継承、発展、国民の理解と関心の増進を目的として制定

(7) 高次脳機能障害者支援法の制定【令和8年4月】

- ・ 高次脳機能障害への理解を促進するとともに、高次脳機能障害者の自立及び社会参加のための生活全般にわたる支援を、どの地域でも、あらゆる段階（医療・リハビリ⇒生活支援⇒社会参加支援）で、切れ目なく受けられるようにすることを目的として制定

(8) 法定雇用率の引き上げ【令和8年7月】

- ・ 民間企業の法定雇用率が 2.5%から 2.7%に引き上げられるとともに、対象事業主の範囲が 37.5 人以上に拡大

(9) こども性暴力防止法の施行【令和8年12月】

- ・ 教育・保育などのこどもに接する場での、こどもへの性暴力を防ぎ、こどもの心と身体を守るため、従事者による児童対象性暴力等を防止する措置を講じること等を義務付けることを目的として制定

(10) 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針の適用【令和9年4月】

<主な改正内容>

- ・ 福祉施設から一般就労への移行等（就労選択支援の利用促進体制確保等）
- ・ 障害児支援の提供体制の整備等
- ・ 障害福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上
- ・ 障害福祉サービスの質の確保等
- ・ きめ細かい地域ニーズを踏まえた支援体制の整備
- ・ 高次脳機能障害者に対する支援
- ・ 人口減少地域におけるサービスの維持・確保
- ・ 住宅セーフティネット制度との連携
- ・ 地域差の是正・指定の在り方等
- ・ スポーツ・健康増進活動による社会参加等の推進
- ・ 災害時における障害福祉サービス提供の確保

(11) 社会福祉法等の改正【令和9年4月他】

＜主な改正内容＞

- ・小規模市町村における包括的な支援体制の整備
- ・介護予防・地域の支え合いの推進に向けた拠点機能の強化
- ・頼れる身寄りがない高齢者等への支援の充実
- ・成年後見制度等の適切な利用の支援
- ・福祉人材確保と介護現場の生産性向上等の推進
- ・社会福祉連携推進法人制度の活用推進
- ・災害時に高齢者等を支える福祉支援体制の強化

(12) 医療的ケア児等及び重症心身障害者支援法の改正（現：医療的ケア児支援法）

【令和9年4月】

- ・医療的ケア児だけでなく、医療的ケア者及び重症心身障害者を支援対象に追加し、ライフステージに応じた切れ目ない支援体制の強化及び実現するための社会基盤づくりを目指す

2 計画骨子（案）

（１）計画の性格及び位置づけ

障害者基本法第 11 条第 2 項の規定に基づく、「都道府県における障害者のための施策に関する基本的な計画」、障害者総合支援法第 89 条の規定に基づく「都道府県障害福祉計画」、児童福祉法第 33 条の 22 の規定に基づく「都道府県障害児福祉計画」、及び障害者文化芸術推進法第 8 条の規定に基づく「地方公共団体における障害者による文化芸術活動の推進に関する計画」に加え、読書バリアフリー法第 8 条に基づく「地方公共団体における視覚障害者等の読書環境の推進に関する計画」及び難聴児の早期発見・早期療育推進のための基本方針に基づく「難聴児の早期発見・早期療育を総合的に推進するための計画」を一体化した計画として策定する。

【各計画の関係】

区分/年度	平成				令和										
	27	28	29	30	元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
岐阜県障害者計画	岐阜県障がい者総合支援プラン (計画期間：3年間)			第 2 期岐阜県障がい者総合支援プラン (計画期間：3年間)			第 3 期岐阜県障がい者総合支援プラン (計画期間：3年間)			第 4 期岐阜県障がい者総合支援プラン (計画期間：3年間)			第 5 期岐阜県障がい者総合支援プラン (計画期間：3年間)		
岐阜県障害福祉計画															
岐阜県障害児福祉計画															
岐阜県障害者文化芸術活動推進計画															
岐阜県読書バリアフリー推進計画															
岐阜県難聴児の早期発見・早期療育推進計画															

（２）計画期間

令和 9 年度～令和 11 年度（3 年間）

（３）第 5 期プラン策定に向けた考え方

第 4 期プランの基本目標を継承しつつ、国の動向、県における課題に対応する施策を推進する

(4) 基本目標

障がいのある人もない人も共に活躍し、安心して暮らせる「人にやさしい岐阜県づくり」を進めます。

- ・ 障害者権利条約や障害者基本法、障害者差別解消法のほか、岐阜県障害のある人もない人も共に生きる清流の国づくり条例の趣旨にのっとり、共生社会実現に向けた理念の実現のために、引き続きその取組が必要

(5) 施策体系

I 安心して暮らせる社会環境づくり

- 1 障がい者の人権尊重と心のバリアフリーの推進
- 2 福祉を支える地域社会づくり
- 3 福祉のまちづくりの推進
- 4 情報環境の整備
- 5 ぎふ清流福祉エリアの活用促進
- 6 安全な暮らしの確保（防災・防犯・感染症対策）

II 社会参加と自立を進める支援の充実

- 1 インクルーシブ教育システムの構築
- 2 雇用・就労の促進
- 3 外出や移動の支援
- 4 パラスポーツの充実
- 5 障がい者の芸術文化活動の充実

III 日常生活を支える福祉の充実

- 1 障がい者の地域生活支援
- 2 身近な相談支援体制の確立
- 3 福祉人材の確保支援・育成と生産性向上
- 4 生活支援に係る各種制度等の活用促進

IV 質の高い保健・医療提供体制の整備

- 1 障がいの原因となる疾病等の予防・早期発見・治療体制の充実
- 2 障がい児者に対する医療と福祉の連携による支援の充実
- 3 リハビリテーション体制の整備

(6) 第4章分野別施策

資料2-4 のとおり